

那覇市役所本庁舎非常用発電機無停電電源装置蓄電池・部品取替修繕に係る
制限付一般競争入札（事後審査型）の実施について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 6 及び那覇市契約規則(平成 26 年那覇市規則第 59 号)第 4 条第 1 項の規定により、次のように公告する。

那覇市長 知念 寛



1 入札に付する事項

- (1) 件 名 那覇市役所本庁舎非常用発電機無停電電源装置蓄電池・部品取替修繕
- (2) 履行内容 那覇市ホームページに記載している「仕様書」のとおり
- (3) 履行場所 那覇市役所本庁舎（所在地：那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号）
- (4) 履行期間 契約日から令和 8 年 3 月 13 日
- (5) 様式等 那覇市ホームページから本業務にかかる様式をダウンロード

2 入札参加資格要件

入札公告日から開札日までの間、次に定める資格を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められたものにあつては、入札参加停止期間を経過していること。
- (3) 本市法制契約課が管理する「R7・8 年度県内工事業者」の業種「電気」に登録されていること。
- (4) 本市の市税等の納入義務があるものについては、市町村税の滞納がないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること。（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てをしている者であっても、当該手続開始の決定後、経営事項審査を受け本市に競争入札参加資格審査願を再度提出し、審査を経て有資格者として認定され資格者名簿に登録された者で、更生計画認可が決定された者又は再生計画認可の決定が確定された者を除く。）
- (6) 経営状況が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。（公

告日の3か月前から開札日までの間に不渡り等を生じていない者であること。(5)に該当するものを除く。)

(7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等及びこれに準じるものとして公共工事からの排除の要請があり、当該状態が継続しているなど受注者として不適当であると市長が認める者に該当しない者であること。(下請業者も同様とする。)

(8) 開札日において電気の有効な経営規模等評価結果通知書(経営事項審査)を受けている者であること。

(9) 開札日を基準日とし過去1年間に、那覇市工事成績評定要領第8に規定する工事成績評定通知で、電気工事の評定点が60点未満でない者であること。

※上記期間中に工事成績評定を受けていない者は、(9)の入札参加資格を満たしているものとする。

(10) ①現場代理人は、作業時に施工現場に常駐で配置できること。

②主任技術者は、次のいずれかの資格を有するものを開札日において配置できること。

- ・1級または2級電気施工管理技士

- ・第一種または第二種電気工事士(免状交付後実務経験3年を有するもの)

③現場代理人は、主任技術者を兼ねることができる。

④現場代理人及び主任技術者は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。恒常的な雇用関係とは、開札日以前に3か月以上の継続した雇用関係にあることをいう。

⑤本修繕を行う作業員に「蓄電池設備整備資格者」の免状を有する者が1人以上在籍していること。

(11) 開札日において電気工事業の有効な建設業許可を受けている者であること。

3 契約条項を示す場所 那覇市ホームページ内

4 入札参加資格確認申請

入札参加者は、次に掲げる書類のうち必要な書類を添付し、5に定める方法でこれを申請すること。

なお、公告に定める日までに申請書及び添付書類を提出しない者、又は入札参加資格要件を満たしていないことが確認された者は、当該入札に参加することができない。

(1) 入札参加資格確認申請書(第1号様式)

(2) 誓約書(第2号様式)

(3) 使用印鑑届(第3号様式)(印鑑証明書の印と異なる印を使用する場合に提出)

5 申請方法

- (1) 配布期間：令和 7 年 8 月 19 日（火）～令和 7 年 9 月 11 日（木）

配布方法：那覇市ホームページからダウンロード

- (2) 申請先 那覇市 総務部 管財課

- (3) 申請期限：令和 7 年 9 月 11 日（木） 午後 5 時までに提出

- (4) 申請方法

「入札参加資格確認申請書（第 1 号様式）」、「誓約書（第 2 号様式）」、印鑑証明書の印と異なる印を使用する場合は「使用印鑑届（第 3 号様式）」を申請期限までに 16 で定められたメール又は FAX 送信にて申請し、原本を入札時に持参すること。メール又は FAX 送信後は、必ず管財課へ確認の電話をすること。

- (5) その他

申請にあたり現場確認を希望する場合は 16 で定められた担当へ連絡、日程を調整すること。

6 質問の方法・回答

- (1) 質問の方法

質問書（第 4 号様式）に質問内容を記載し、管財課にメール又は FAX にて提出すること。メール又は FAX 送信後は、必ず管財課へ確認の電話をすること。

- (2) 質問期限

令和 7 年 8 月 29 日（金）午後 5 時 15 分までに提出

- (3) 質問に対する回答

令和 7 年 9 月 2 日（火）午後 5 時 15 分までに回答

※入札参加者全員へメールにて回答を行います。

※ホームページにも掲載します。

7 入札の日時など

- (1) 日時・場所・方法

日時：令和 7 年 9 月 12 日（金）

受付開始 午後 3 時 00 分 入札開始 午後 3 時 10 分

場所：那覇市役所本庁舎 5 階 501 会議室 ※駐車場は有料です。

方法：直接投函

- (2) 入札時に必要なもの

ア 4 の入札参加資格確認申請書類一式の原本

イ 入札書（第 5 号様式）

ウ 代理人が入札する場合にあっては委任状（第 6 号様式）

エ 代表者印又は代理人印（委任状に押印した印）

※本市様式は、那覇市ホームページからダウンロードすること。

(3) 入札書の記載方法

入札書には、自己の見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載すること。この金額に 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（この金額に 1 円未満の端数が生じた時は、その端数金額を切り捨てる。）が契約金額となる。

8 入札保証金に関する事項

那覇市契約規則第 8 条第 1 項第 2 号により免除する。

※ただし、落札者が契約を締結しない場合は、損害賠償金として入札額の 100 分の 5 を支払うものとする。

9 入札心得

- (1) 入札参加者は、所定の入札書に必要事項を記入し、記名押印するものとする。また、金額の記入は算用数字を使用し、金額の前に「¥」を記入し提出すること。
- (2) 入札書は、所定の様式に必要な事項を記載し、記名押印のうえ、所定の入札箱に投入しなければならない。
- (3) 入札は代理人により行わせることができる。この場合は、当該入札の執行前に委任状を入札執行者に提出すること。委任状のない入札は、無効となる。委任状には、印鑑証明書の印または使用印鑑届の印と代理人の印を押印し、入札書には、委任状に押印した代理人の印と同一の印を使用すること。
- (4) 入札参加者、又は入札参加者の代理人は、当該入札について他の入札参加者の代理をすることはできない。
- (5) 開札は、入札の終了後直ちに入札参加者の面前で行う。ただし、入札参加者が開札の場所に出席できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち会わせる。
- (6) 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (7) 入札の当日出席しなかった者、又は入札書提出時刻に遅刻した者は、失格とする。
- (8) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (9) 入札執行回数は、3 回までとする。

10 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (3) 入札書が所定の日時まで提出されない入札
- (4) 同一事項について、2 通以上の入札書が提出された入札

- (5) 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が2人以上の者の代理をしてなした入札
- (6) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- (7) 入札書の表記金額を訂正した入札、又は¥マークの記載がない入札
- (8) 入札書に記名押印を欠いた入札
- (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札
- (10) 入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
- (11) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
- (12) 再度入札（2回目・3回目の入札）の前の入札に不参加の者がした入札
- (13) 郵送による入札
- (14) その他入札に関する条件に違反した入札

11 落札者の決定方法

(1) 落札候補者

- ア 本件入札は、総価によって行い、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札候補者とし、順次、順位を付する。なお、落札については保留し、入札資格審査後に落札者を決定する。
- イ 同額の入札を行なった入札参加者が2名以上いる場合は、くじにより順位を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札に関係のない職員に入札者に代わってくじを引かせる。

(2) 入札参加資格審査

- ア 落札候補者について入札参加資格が審査され適格者であることが確認できた場合は、落札者決定通知をもって資格審査結果の通知に代えるものとする。
- イ 落札候補者が、次項に定める書類を提出した後に、入札参加資格要件を満たしているか否かの審査を行い、審査の結果、落札候補者が当該要件を満たしていない場合は、次順位者から順次審査し、適格者が確認できるまで行うものとする。
- ウ 落札者決定についてはホームページ上で公表する。

12 資格審査書類の提出及び提出期限（落札候補者のみ）

落札候補者は、指定された期日までに下記資格審査書類を那覇市総務部管財課まで持参のうえ提出すること。

(1) 提出書類

- ア 配置予定技術者（主任技術者）の実務経験証明書（本市様式）、資格証明書の写し、雇用関係証明書の写し
- イ 作業員の「蓄電池設備整備資格者」の資格証明書の写し

(2) 提出期限

令和7年9月16日（火） 午後3時（※厳守）

13 入札の取りやめ等

- (1) 入札に際して当該入札を妨害し、又は不正の行為をする恐れがあるときは、その者の入札を拒み、又は入札場外に退去させる。

- (2) 入札参加者が連合し、又は不穩の行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは取りやめる場合がある。
- (3) 災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、又は入札期日を延期することがある。

14 契約保証金に関する事項

落札者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

- (1) 契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関の保証
- (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

15 その他

- (1) 入札参加者は、那覇市ホームページに掲載している仕様書等を熟読し入札に臨むこと。
- (2) 今回実施する入札については、入札説明会を開催しない。
- (3) 入札参加者は、1 業者 1 名とする。
- (4) 提出された書類は返却しない。
- (5) 入札をしようとする者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。入札を辞退した者は、辞退することにより以後の入札について不利益を被ることはない。
- (6) 入札への参加を希望しない場合には、入札辞退届（第 7 号様式）を郵送又は持参により提出すること。

16 お問い合わせ先

〒900-8585 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号（本庁舎 5 階）

那覇市 総務部 管財課 庁舎管理 G（担当：大田）

TEL:098-862-9904 FAX:098-862-9352

E-mail: S-KANZAI001@city.naha.lg.jp